

各 県 立 学 校 長 様

高 等 学 校 課 長
特 別 支 援 教 育 課 長

教職員の服務規律の確保について（通知）

昨年度は、教職員の不祥事が続発し、公立小・中学校及び県立学校合わせて、10件11名の教職員に対して懲戒処分が行われました。このようなことから、県・市町村（学校組合）教育委員会をあげて、教職員の服務規律の確保について、教職員への指導を徹底し、また、不祥事の根絶に向けての取り組みを強化してきたところです。

しかし、本年度、公立中学校の臨時的任用教員が、女子生徒と携帯電話で個人的なメール等のやりとりを行い、その中で、ドライブに誘うなどして不適切な行為に至る事案が発生しました。

本県では、昨年度も携帯電話に関わる同様の事案が発生しており、また、全国的にもこのような通信端末機器を使用した悪質な事案が広がっている状況にあります。

こうした携帯電話等に関わる不祥事は、一教育公務員としての姿勢や態度の問題として片づけることなく、学校組織として、対応を工夫していくことが必要であると考えます。

貴職においては、教職員の服務規律の確保はもとより、携帯電話等の活用方法について、下記のことを確認、徹底することをお願いします。

記

○通信端末機器を利用した教職員と児童生徒との私的な※SNS（social networking service）や電子メール等を通じての直接的なやり取りは原則として行わないこと。

○教育活動等の必要により、児童生徒とSNSや電子メール等を通じて直接的なやり取りを行う場合は、以下の点に留意すること。

- ・事前に校長に対し許可を得るとともに、保護者に承諾を得ること。
- ・他の教員がやり取りに参加する複数体制をとるなど、透明性を高め、情報を共有するなど、組織としての取り決めを作成し、各学校の実情に応じた適切な使用方法を構築すること。

※SNS（social networking service）とは、インターネット上の交流を通して社会的ネットワーク（ソーシャル・ネットワーク）を構築するサービスのことである。代表的なSNSとして、Facebook、Twitter、Google+、LINE などがある。